

財 関 第 278 号
令和 8 年 3 月 10 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 税関様式関係通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。
税関様式 C 第5050号の次に別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2 を加える。
- 第 3 予備審査制について（平成12年 3 月 31 日蔵関第251号）の一部を次のように改正する。
別紙 3 - 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改め、末尾に別紙 3 - 2 及び別紙 3 - 3 を加える。